

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項、第20条の2)
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
(2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期 (1) 若しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)
(2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
(3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
6. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
7. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
8. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)
9. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
(2) 支払手段 (建設業法第24条の3第2項)
10. 長期手形 (建設業法第24条の6第3項)
11. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 13-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 13-2 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保)
- 13-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)

5

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(1/5)

○背景

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部を除き令和2年10月1日に施行される。これに伴い、**元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂するもの。**

○改訂の概要

1. 見積条件の提示等(改正法第20条の2関係)

【改正法第20条の2】

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象(※)が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

(※) 国土交通省令で定める事象は、以下の事象とする。

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

【法改正の背景】

軟弱地盤の沈下などの施工前に想定しうるリスクが、工事施工後に、実際に発生した場合でも、相対的に有利な立場にある注文者側が工期の延長や請負代金の増額に応じないなど、建設業者側がしわ寄せを被ることとなることから、工期や請負代金額の初期設定又は契約後変更が適切に行われるよう、**契約を締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象に関して注文者が事前に知り得た情報の提供を義務付ける仕組みを構築したもの。**

【改訂内容】

下請契約においても、同条の適用があるため、見積条件の提示等に関する行為事例及び記述を改訂した。

【建設業法上違反となる行為事例】

- 元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合(新設)

7

○改訂の概要

2. 書面による契約締結（改正法第19条第1項関係）

【改正法第19条第1項第4号】

工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の請負契約の締結に際して、休日が適切に確保されていることが必要となるが、現状としては、注文者側から工期の厳守を求められること等により、他産業並みの週休二日が十分に確保できていないケースが多く見受けられるため、**請負契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをした場合に、その内容を契約当事者間の遵守事項とすることにより、建設業就業者の休日の確保を図ったもの。**

【改訂内容】

請負契約の当事者が契約の締結に際して書面に記載すべき事項として、**第4号を追加する記述を行った。**

【建設業法上違反となる行為事例】

○ 下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

※その他の改正内容（法第20条第1項（建設工事の見積り）改正関係）

今般の改正において、第20条第1項（建設工事の見積り）が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。」と改正された。

これを踏まえ、元請負人は、下請契約の締結に際して、下請負人から交付された見積書において、**工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮することの記述を行った。**

8

○改訂の概要

3. 工期**(1) 著しく短い工期の禁止（改正法第19条の5）（新設）**

【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、**建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止することとしたもの。**

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁（※）は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第179号、令和2年9月30日）参照）

【改訂内容】

10・11頁参照

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

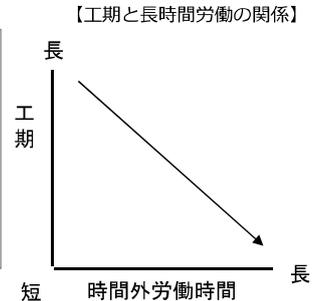
- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③ 工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

9

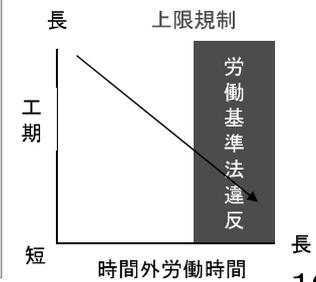
- 改正建設業法第19条の5において、「**注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



10

通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「**建設工事の工期に関する基準**」（令和2年7月20日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件
 - 締結された請負契約の内容
 - 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方
 - 過去の同種類似工事の実績
 - 下請負人が元請負人に提出した見積り内容
 - 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
 - 当該工期に関する元請負人の考え方
 - 賃金台帳
- 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第17条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

○改訂の概要

9. 下請代金の支払

(2) 下請代金の支払手段(改正法第24条の3第2項)(新設)

【改正法第24条の3第2項】

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【法改正の背景】

下請代金のうち労務費については、建設工事に従事する者の賃金や社会保険料に充てられるものであり、現金ではなく手形で支払われた場合には、下請負人は賃金支払いのため金融機関等から現金を別途調達する必要が生じ、借入れコストを下請負人が自ら負担せざるを得なくなることから、下請保護の強化を図ることとしたもの。

【改訂内容】

これまで、平成28年12月に、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請されたことを踏まえ、平成29年3月に本ガイドラインを改訂し、「12-4 支払手段について」の項目を新設し、「下請代金のできる限りの現金払い」について記述してきたところ。

今般、改正法第24条の3第2項が規定されたことを踏まえ、新たに「**下請代金の支払手段**」に関する項目を設け、改めて、**下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払いの必要性について記述した。**

また、引き続き、上記の平成28年12月の要請を踏まえ、下請代金を手形で支払う場合の手形サイトや現金化に係る割引料等のコスト負担に関する配慮について記述した。

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ① 下請代金の支払を全額手形払いで行う場合
- ② 労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

12

○改訂の概要

11. 不利益取扱いの禁止(改正法第24条の5)(新設)

【改正法第24条の5】

元請負人は、当該元請負人について第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)、第19条の4(不当な使用資材等の購入強制の禁止)、第24条の3第1項(下請代金の支払)、第24条の4(検査又は引渡し)又は第24条の6第3項若しくは第4項(特定建設業者の下請代金の支払期日等)の規定に違反する行為があるとして**下請負人が国土交通大臣等(当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。)、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない**

【法改正の背景】

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースが少なからず見受けられるため、**建設業法上の元請負人の一定の義務違反行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備を図ったもの。**

【改訂内容】

改正法第24条の5を踏まえ、新たに「11. 不利益取扱いの禁止(第24条の5)」の項目を設け、**当該規定に関する行為事例及び解説を記述した。**

【建設業法上違反となる行為事例】

- ① 下請負人が、元請負人との下請契約の締結後に、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、下請代金支払の際、元請負人が一方的に請負代金を減額した場合
- ② 下請負人が、下請代金の支払いに際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合

13